



平成29年2月7日

武豊町長 初山芳輝 殿

武豊町特別職報酬等審議会
会長 天木一馬

武豊町議会議員の報酬月額及び
武豊町特別職の給料月額について(答申)

平成29年1月16日付武秘発第90号で諮問のありました武豊町議会議員の報酬月額及び武豊町特別職の給料月額について、武豊町特別職報酬等審議会設置条例(昭和41年3月12日条例第1号)第2条の規定により次のとおり答申する。

1 主文

武豊町議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに町長、副町長及び教育長の給料月額については、次の額のとおり据え置くことが適当である。

町議会議長	報酬月額	385,000円	(据置き)
同副議長	報酬月額	305,000円	(据置き)
同常任委員長	報酬月額	285,000円	(据置き)
同議員	報酬月額	275,000円	(据置き)
町長	給料月額	870,000円	(据置き)
副町長	給料月額	690,000円	(据置き)
教育長	給料月額	635,000円	(据置き)



2 審議経過

審議会開催期日及び出席委員

第1回 平成29年1月16日(月)

第2回 平成29年2月1日(水)

出席委員

天木一馬(会長)、大岩正己、土屋富好、小泉美代子、田中康文
山本 将、星田芳宏

3 審議の経過及び答申内容の説明

本審議会は、平成29年1月16日に設置され、町長から諮問を受けた町議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに町長、副町長及び教育長の給料月額について、事務局より提出された各種資料に基づき、厳正、公正、中立の立場から真摯な審議を重ねた。

審議の結果、現在の町財政が大変厳しい状況にある中、議会議員の報酬及び特別職の給料月額を引き上げることは難しいと判断する。

また、近隣市町及び県内類似団体との水準と比較し、町議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに町長、副町長及び教育長の給料月額については据え置きとすることが妥当であると判断する。

4 付帯意見

- ・今後の武豊町特別職報酬等審議会の開催については、急激な情勢の変化を除き、今回同様、隔年に開催することを望む。